

総 税 企 第 4 6 号  
平成23年4月27日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正について

地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第113号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第44号）は平成23年4月27日にそれぞれ公布され、原則として同日から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。  
また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

## 第1 道府県税の改正に関する事項

### 1 道府県民税

- (1) 東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額について、次の措置を講ずることとした（法附則42、43、令附則24、25、26）。
  - ア 所得割の納税義務者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度以後の年度分の個人の道府県民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとした。
  - イ 雑損控除額の控除を適用して総所得金額等から控除しても控除しきれない金額についての繰越期間を3年から5年に延長することとした。
- (2) 事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等につき東日本大震災により生じた損失（以下「被災事業用資産の損失」という。）を有する者の被災事業用資産の損失による純損失の金額及び平成23年において生じた純損失の金額のうち次に掲げるものの繰越期間を3年から5年に延長することとした（法附則44、令附則27）。
  - ア 青色申告者でその者の有する事業用資産等の中に被災事業用資産の占める割合が10%以上である者は、被災事業用資産の損失を含む平成23年分の損失の金額
  - イ 白色申告者でその者の有する事業用資産等の中に被災事業用資産の占める割合が10%以上である者は、被災事業用資産の損失の合計額
- (3) 住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができることとした（法附則45）。
- (4) 東日本大震災による被害を受けたことにより財産形成住宅貯蓄等の不適格払出をし、当該不適格払出に係る利子割の額がある場合において、勤労者が、平成24年3月10日までに、道府県知事に対し、当該利子割の額の還付を請求したときは、道府県は、当該利子割の額を還付等しなければならないこととした（法附則46、令附則28）。
- (5) 法人税の申告書を提出する義務がある法人で当該事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度等において、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条及び第23条の規定によって法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定においては、当該還付を受けた法人税額を控除することとした（法附則48）。

### 2 事業税

- (1) 東日本大震災に伴い地方税法の規定に基づく条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法人事業税の中間申告納付に係る期限と確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合は、当該中間申告納付をすることを要しないこととした（法附則49）。
- (2) 法人が事業税の課税標準である各事業年度の所得を法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定する場合において、当該各事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度等において生じた東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条第1項の繰戻対象震災損失金額につき、同条の規定による法人税額の

還付を受けているときは、当該法人の当該各事業年度の所得の計算上損金の額に算入すべき金額は、当該繰戻対象震災損失金額の生じた事業年度以後の事業年度の所得の計算上、損金の額に算入されなかった繰戻対象震災損失金額に相当する金額とすることとした（令附則 29）。

- (3) 事業を行う個人で被災事業用資産の損失を有する者の被災事業用資産の損失による損失金額及び平成 23 年において生じた損失金額のうち次に掲げるものの繰越期間を 3 年から 5 年に延長することとした（法附則 50、令附則 30）。

ア 青色申告者でその者の有する事業用資産等のうちに被災事業用資産の占める割合が 10%以上である者は、被災事業用資産の損失を含む平成 23 年分の損失の金額

イ 白色申告者でその者の有する事業用資産等のうちに被災事業用資産の占める割合が 10%以上である者は、被災事業用資産の損失の合計額

### 3 不動産取得税

- (1) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）を取得した場合において、当該取得が平成 33 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則 51①）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を被災家屋の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした（令附則 31①）。

- (2) 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」という。）の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと道府県知事が認める土地を取得した場合において、当該取得が平成 33 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の用に供する土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則 51②）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を従前の土地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした（令附則 31②）。

### 4 自動車取得税

東日本大震災により滅失し、又は損壊した自動車（以下「被災自動車」という。）の所有者等が、道府県知事が当該被災自動車に代わるものと認める自動車（以下「代替自動車」という。）を取得した場合において、当該取得が平成 23 年 3 月 11 日から平成 26 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした（法附則 52）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を被災自動車の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした（令附則 32）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、被災自動車及び特例を受けようとする自動車に関する事項等を記載した書類及び滅失し、又は損壊した自動車が被災自動車であることを証する書類等を道府県知事に提出しなければならないこととした（則附則 2 3）。

## 5 軽油引取税

揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置（いわゆる「トリガー条項」）は、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとした（法附則 5 3）。

## 6 自動車税

東日本大震災により滅失し、又は損壊した被災自動車の所有者等が当該被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合において、当該自動車に係る平成 2 3 年度から平成 2 5 年度までの各年度分の自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした（法附則 5 4）。

# 第 2 市町村税の改正に関する事項

## 1 市町村民税

- (1) 東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失について、次の措置を講ずることとした（法附則 4 2、4 3、令附則 2 4、2 5、2 6）。
  - ア その損失額を平成 2 2 年分の総所得金額等から雑損控除として控除できることとする。
  - イ 雑損控除を適用して前年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間を 3 年から 5 年に延長すること。
- (2) 事業所得者等の有する棚卸資産や事業用資産等につき東日本大震災により生じた損失（以下「被災事業用資産の損失」という。）を有する者の平成 2 3 年において生じた純損失の金額のうち、次に掲げるものの繰越期間を 3 年から 5 年に延長することとした（法附則 4 4、令附則 2 7）。
  - ア 青色申告者でその有する事業用資産等（土地等を除く。）のうちに被災事業用資産の占める割合が 1 0 % 以上である者は、被災事業用資産の損失による純損失を含む平成 2 3 年分の純損失の総額
  - イ 白色申告者でその有する事業用資産等（土地等を除く。）のうちに被災事業用資産の占める割合が 1 0 % 以上である者は、被災事業用資産の損失による純損失と変動所得に係る損失による純損失の合計額
  - ウ ア及びイ以外の者は、被災事業用資産の損失による純損失の金額
- (3) 住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用できることとした（法附則 4 5）。
- (4) 法人税の申告書を提出する義務がある法人で当該事業年度開始の日前 7 年以内に開始した事業年度等において、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関

する法律第15条及び第23条の規定によって法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定においては、当該還付を受けた法人税額を控除することとした（法附則48）。

## 2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 価格の決定等の課税事務等について、災害その他特別な事情がある場合においては、市町村長等は当該事務について期日以後に行うことができるものとする（法389①、法410①、法415①、法418、法743①③）。
- (2) 東日本大震災に係る津波により区域の全部若しくは大部分において家屋が滅失し、若しくは損壊した区域又は浸水、土砂の流入その他の事由により、区域の全部若しくは大部分の土地について従前の使用ができなくなった区域が所在する市町村の長は、当該区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならないものとし、市町村は、当該公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成23年度に係る賦課期日において所在した家屋に対しては、第342条又は第702条第1項の規定にかかわらず、平成23年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする特例措置を講ずることとした（法附則55）。
- (3) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「被災住宅用地」という。）のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、平成24年度から平成33年度までの各年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした（法附則56①⑤）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を平成二十三年度に係る賦課期日における当該土地の所有者等、当該所有者等が個人である場合におけるその相続人、当該所有者等から当該土地の譲渡を受けたその者の三親等内の親族及び当該所有者等が法人である場合における合併法人等とするほか、住宅用地とみなす土地のうち小規模住宅用地の特例措置の対象となる土地の範囲等について所要の規定の整備を行うこととした（令附則33①②）。

- (4) 平成23年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者等（以下「被災住宅用地の共有者等」という。）が、平成24年度から平成33年度までの各年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合には、平成24年度から平成33年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している一定の被災住宅用地の全部又は一部のうち家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした（法附則56②⑤、則附則24④～⑧）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を平成二十三年度に係る賦課期日における

当該土地の所有者、共有者等、当該所有者、共有者等が個人である場合におけるその相続人、当該所有者、共有者等から当該土地の譲渡を受けたその者の三親等内の親族及び当該所有者、共有者等が法人である場合における合併法人等とするほか、住宅用地とみなす土地及び当該住宅用地とみなす土地のうち小規模住宅用地の特例措置の対象となる土地の範囲等について所要の規定の整備を行うこととした（令附則 3 3 ③～⑧）。

(5) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた共有土地であった土地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、当該土地の各共有者が当該土地の持分の割合等によつて按分した額について納付する義務を負うこととした（法附則 5 6 ③④、則附則 2 4 ①～③）。

(6) 仮換地等に対応する従前の土地が被災住宅用地である場合において、当該被災住宅用地につき土地登記簿等に所有者として登記等がされている者で平成 2 3 年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者等をもって当該仮換地等に係る所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する平成 2 4 年度から平成 3 3 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該仮換地等を被災住宅用地とみなして課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした（法附則 5 6 ⑥～⑨、則附則 2 4 ⑨）。

また、当該仮換地等が住宅用地とみなされた場合において小規模住宅用地の特例措置の対象となる土地の範囲等について所要の規定の整備を行うこととした（令附則 3 3 ⑨、⑩）。

(7) 被災住宅用地の所有者等が、平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの間に、当該被災住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地を取得した場合における当該取得された土地で新たに固定資産税及び都市計画税が課されることとなった年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該取得された土地のうち被災住宅用地に相当する土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした（法附則 5 6 ⑩）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を被災住宅用地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者の三親等内の親族で、当該取得された土地の上に新築される家屋に当該所有者と同居する予定であると認められる者及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、住宅用地とみなす土地及び当該住宅用地とみなす土地のうち小規模住宅用地の特例措置の対象となる土地の範囲について所要の規定の整備を行うこととした（令附則 3 3 ⑪～⑬）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、被災住宅用地及び特例を受けようとする土地に関する事項等を記載した書類及び被災住宅用地に存した住宅が東日本大震災により滅失し、又は損壊したことを証する書類等を市町村長に提出しなければならないこととした（令附則 3 3 ⑭、則附則 2 4 ⑪）。

(8) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの間に当該滅失し、又は損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は改築した場合における当該家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税について、特例の適用を受ける部分に係る税額を最初の 4 年度分 2 分の 1、その後の 2 年度分 3 分

の1を減額する特例措置を講ずることとした（法附則56⑩）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を当該滅失し、又は損壊した家屋の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が個人である場合におけるその者と同居するその者の三親等内の親族及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、減額措置の対象となる家屋の床面積の算定方法等について所要の規定の整備を行うこととした（令附則33⑭～⑯、則附則24⑩）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、滅失し、又は損壊した家屋及び特例を受けようとする家屋に関する事項等を記載した書類及び被害を受けた家屋が東日本大震災により滅失し、又は損壊したことを証する書類等を市町村長に提出しなければならないこととした（令附則33⑳、則附則24⑪）。

- (9) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に平成28年3月31日までの間に当該滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得し、又は改良した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税の課税標準を4年度分その価格の2分の1の額とする特例措置を講ずることとした（法附則56⑫）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を当該滅失し、又は損壊した償却資産の所有者、当該滅失し、又は損壊した償却資産が地方税法の規定により共有物とみなされたものである場合における買主、当該所有者が個人である場合におけるその相続人及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、特例措置の適用を受ける部分等について所要の規定の整備を行うこととした（令附則33⑰～⑱）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、滅失し、又は損壊した償却資産及び特例を受けようとする償却資産に関する事項等を記載した書類及び被害を受けた償却資産が東日本大震災により滅失し、又は損壊したことを証する書類等を市町村長に提出しなければならないこととした（令附則33⑳、則附則24⑪）。

### 3 軽自動車税

次に掲げる場合における軽自動車等に対しては、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税を課さないものとする特例措置を講ずることとした。（法附則57）

ア 被災自動車の所有者等が、当該被災自動車に代わるものと市町村長が認める3輪以上の軽自動車を取得した場合

イ 原動機付自転車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車（以下「二輪自動車等」という。）であって東日本大震災により滅失し、又は損壊したもの（以下「被災二輪自動車等」という。）の所有者等が、当該被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等を取得した場合

ウ 東日本大震災により滅失し、又は損壊した小型特殊自動車（以下「被災小型特殊自動車」という。）の所有者等が、当該被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車を取得した場合

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を被災自動車、被災二輪自動車等及び被災小型特殊自動車（以下「被災軽自動車等」という。）の所有者、当該所有者が個人である場

合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした（令附則 3 2， 3 4）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、被災軽自動車等及び特例を受けようとする軽自動車等に関する事項等を記載した書類及び滅失し、又は損壊した軽自動車等が被災軽自動車等であることを証する書類等を市町村長に提出しなければならないこととした（則附則 2 5）。

（備考） この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方税法（昭和25年法律第226号）

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令245号）

「則」：地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）